

2023年6月26日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

用途廃止を決定した6団地の入居者説明会についての申し入れ

日本共産党宮城県会議員団
団長 三浦 一敏
日本共産党宮城県委員会
委員長 中島 康博

「県営住宅の集約に伴う移転支援に係る入居者説明会」が、今年3月末に用途廃止を決定した6団地（多賀城八幡、将監第五、中江東、中江南、村田石生、黒松第二）で、7月11日から非公開で行われるとのことのお知らせがありました。

私たちは、老朽化した県営住宅を順次、廃止していくという、県の方針を入居者や県民への説明会もパブリックコメントも行わないで策定したことは、重大な問題だと考えています。

県営住宅は入居者のみならず、県民の共有財産です。

国交省の資料では、2020年度の宮城県内の公営住宅の募集戸数は2686戸でしたが、応募者数は8351世帯あり、応募倍率は3.1倍でした。県全体として見れば、県内の公営住宅は「足りない」状況です。憲法と公営住宅法に基づき、国と地方自治体は協力して、住宅に困窮する低額所得者等に対して、健康で文化的な住宅を低廉な家賃で供給しなければなりません。

県の「老朽化した住宅は建て替えしない」で、順次、廃止するという方針は、この責任を放棄するものです。県営住宅9048戸のうち、半分以上の4606戸が立地している仙台市は、「県営住宅からの移転者を優先的に仙台市営住宅に受け入れることはできない」との考えを明らかにしています。入居者の不安や心配の声を私たちはたくさん、聞いています。

今、必要なのは、県の「老朽化した県営住宅の建て替えはしないで、順次、廃止する」という方針そのものの妥当性について、入居者や県民、関係市町村に対して説明し、その意見を聞くことです。それを抜きに、「入居者に対して、密室で移転を促す」ともとれる、非公開での入居者説明会開催はやめるべきです。

入居者のプライバシーにかかわる質疑については、全体の説明や質疑応答の後に、個別に時間を取ることや4月から日常的な相談窓口として設置された住宅課「住宅支援班」が個別に相談に応じるなどにより、対応できるものと考えます。

よって、下記について、強く要望するものです。

記

- 1、 広く県民に対する説明会を早急に開催すること。
- 2、 7月11日から始める入居者説明会の前に立地自治体との協議を行い、出された意見や要望を尊重すること。
- 3、 7月11日から始める入居者説明会の県の説明と全体での質疑応答については、公開とすること。

以上